

# 公 示

## 一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡譲受、合併、分割及び相続の際における運賃及び料金の取扱いについて

制 定 平成26年 3月24日 九運公第101号

一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡譲受、合併、分割及び相続の際における運賃及び料金の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 3月24日

九州運輸局長 佐藤 尚之

### 記

一般乗用旅客自動車運送事業者の譲渡譲受、合併、分割及び相続の認可申請にあたり、譲受人、合併後の存続・設立法人、分割後の存続法人及び相続人（以下「譲受人等」という。）が運賃及び料金の認可申請（特定地域又は準特定地域における基本運賃及び基本運賃に準ずる運賃については届出。以下「認可申請等」という。）を要するかは、道路運送法第36条及び第37条の権利義務の承継規定に照らして判断することとなるが、基本的な考え方として、次の典型事例に該当する場合には、当該譲受人等に対して、運賃及び料金の認可申請等を求めるとともに、認可申請においては、原価計算書等を添付の上、これに基づき厳正に審査を実施することとする。

なお、当該譲受人等が適用する運賃及び料金が自動認可運賃である場合には、原価計算書等の添付を省略することができる。

#### I. 典型事例

##### 1. 譲渡譲受

###### (1) 同一営業区域の場合

- ① 譲渡人又は譲受人の既認可運賃及び届出運賃（運賃及び料金の種類、額及び適用方法を含む。以下「既認可運賃等」という。）以外の運賃を適用する

場合。

ただし、譲受人が新規参入事業者の場合にあっては、譲渡人の既認可運賃等以外の運賃を適用する場合。

- ② 譲渡人又は譲受人の既認可運賃を適用する場合であって、両者の既認可運賃等が同一でない場合。

ただし、譲受人が新規参入事業者の場合にあっては、この限りでない。

(2) 異なる営業区域の場合

譲渡人の既認可運賃等以外の運賃を適用する場合。

2. 新設合併

- (1) 被合併法人の既認可運賃等以外を適用する場合。

- (2) 被合併法人の既認可運賃等を適用する場合であって、被合併法人間の既認可運賃等が同一でない場合。

3. 新設分割

分割法人の既認可運賃等以外の運賃を適用する場合。

4. 吸収合併及び吸収分割

1. 及び2. に準ずる。

5. 相続

- (1) 被相続人又は相続人の既認可運賃等以外の運賃を適用する場合。

ただし、相続人が新規参入事業者の場合にあっては、被相続人の既認可運賃等以外の運賃を適用する場合。

- (2) 被相続人又は相続人の既認可運賃等を適用する場合であって、両者の既認可運賃等が同一でない場合。

ただし、相続人が新規参入事業者の場合にあっては、この限りでない。

II. その他

I. の典型事例のとおり、譲渡人及び譲受人の既認可運賃等が同一であって、譲渡譲受後の譲受人が上記既認可運賃等を適用する場合にあっては、譲渡譲受の申請に際し、運賃及び料金の認可申請等を不要としているところであるが、一方又は双方の既認可運賃等に期限が付されている場合は、先に到来する期日に合わせ運賃及び料金の認可申請が必要となる。

合併、分割及び相続についても、上記譲渡譲受の場合に準ずる。

附 則

本通達は、平成26年4月1日から施行する。